

令和2年3月3日

厚生労働省 老健局長
大島 一博 殿

『民間事業者の質を高める』
一般社団法人全国介護事業者協議会
理事長 佐藤優浩



新型コロナウイルス拡散防止策による小・中学校等休校時の 人員配置基準の緩和措置等について(緊急要望)

謹啓 早春の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、政府より日本全国において小学校、中学校、高等学校並びに特別支援学校の春休み期間までの休校の要請が行われました。介護事業所では在宅系、入所系とも子育て世代の職員が多く勤務しており、子供を預ける先がない等の理由から、休職や欠勤を余儀なくされるケースが多数発生するものと予想されます。以下、この点に関連し、下記の事項を要望いたします。 謹白

①休校要請等への対応に伴う人員配置基準の要件緩和・減算等における慎重な対応

- 休校期間中において、職員の休職等の影響により、一時的に人員配置基準が未達となる事業所が生じるものと考えられます。
- この点に関し、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第3報)(および第2報、第1報)」の事務連絡に従い、今般の要請に伴い生じた一時的な人員減に対し、減算措置等がなされないよう強く要望をいたします。
- 併せて、今回の休校要請に伴い生じる介護報酬の算定や加算・減算の取り扱いに係る諸事項について、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第1報、第2報)」にあるように、「令和元年台風第19号に伴う災害における介護報酬等の取扱いについて」へ準拠して対応いただくよう、新規の事務連絡の発出を行うなど保険者への周知を徹底頂きたくお願いいたします。
- さらに、一刻も早く通常の人員体制への復旧を行うべく、学童保育などの預け先の拡充に向けた取組みについても強く推進を頂きたくお願い申し上げます。

②時間外労働の上限規制の緩和・休業補償の検討

- また、人員数の一時的な減少に伴い、人員数の減少分をカバーするために勤務可能な職員の労働時間が一時的に増大することが予測されます。
- この点について、時間外労働の上限規制の緩和、休職をせざるを得ない職員に対する休業補償の検

討などの関係措置をいただくよう要望いたします。

③持続可能なサービス提供体制の確保に向けた配慮

- 令和2年2月27日の第15回新型コロナウイルス感染対策本部において、安倍総理より「行政機関や民間企業等におかれては引き続き、休みが取りやすくなる環境を整えていただくとともに」という発言がございました。
- このご発言の趣旨を踏まえ、職員が十分に休息を取ることができ、新型コロナウイルスに罹患しないような健康状態の維持・体調管理ができるよう、人員配置基準に関する特段の緩和措置を強く要望いたします。
- また、仮に事業所の職員に感染者が発生した場合であっても、罹患していない職員・検査において陰性となった職員によって継続的にサービスが提供できるよう、人員配置における柔軟な対応をいただきたくお願いいたします。
- 加えて、諸般の事情により特定の事業所によるサービス継続が困難となった場合、例えば、同一法人内の他サービス事業所による一時的な対応（訪問介護の利用者を通所介護や短期入所で一時的に対応するなど）を可能としたり、地域内の他事業所への一時的な移管などを迅速に認めるなど、サービス提供を切らさないための柔軟な対応を頂きたく、お願いいたします。
- 併せて、上記の点について「令和元年台風第19号に伴う災害における介護報酬等の取扱いについて」へ準拠した柔軟な対応を認める旨、新規の事務連絡の発出を行うなど保険者や事業者への周知を徹底頂きたくお願いいたします。

④衛生用品の介護事業所への優先的・重点的な放出

- 現在、介護事業所においてもマスクやアルコール消毒液、体温計などの衛生用品が極度に不足しています。
- 抵抗力が弱く、重症化のリスクが高いと考えられる介護保険サービスを利用する要介護者やその家族、サービス基盤の確保に不可欠な事業所職員の感染を防止するためにも、衛生用品の介護事業所への優先的・重点的な放出をいただくよう強く要望いたします。
- なお、2月21日発出「新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に伴うマスク・消毒用アルコール等の高齢者施設等への供給について」にある、介護保険担当主管部局が備蓄しているマスク・消毒用アルコール等の高齢者施設等への供給について、介護事業者が保険者（市町村等）へ要請した際に、備蓄の放出や市中在庫の優先的な割当などの迅速な対応をいただけるようお願いいたします。